

食中毒を発生させた施設の行政処分について

1 食中毒の概要

(1) 探 知

令和元年 6 月 28 日（金）午後 4 時頃、市内飲食店従事者から「6 月 27 日（木）のランチ利用客から、下痢、腹痛等の症状を呈していると連絡があった。」旨の報告があり、また、同じ利用客からも通報があったため、調査を開始した。

(2) 喫食日時：6 月 27 日（木）午前 11 時半頃から

(3) 発症日時：6 月 27 日（木）午後 11 時頃から

(4) 摂食者数：7 名（2 グループ）

(5) 患者数：6 名（女性 6 名、44 歳から 55 歳）

受診者 1 名、入院者なし。全員、快方に向かっている。

(6) 主な症状：下痢、腹痛等

(7) 喫食メニュー：よだれ鶏、もやしの炒め物、高菜チャーハン、餡かけ焼きそば、蟹玉、から揚げ、デザート等

(8) 原因施設：

ア 名 称：

イ 所 在 地：埼玉県越谷市

ウ 営 業 者：

エ 業 種：飲食店営業

オ 病 因 物 質：ウエルシュ菌

2 原因施設として断定した理由

(1) 患者 2 名の便からウエルシュ菌が検出されたこと。

(2) 患者の症状及び潜伏期間が、ウエルシュ菌によるものと一致したこと。

(3) 患者の共通食が 6 月 27 日に原因施設で調理、提供された料理に限られること。

3 行政処分の内容

食品衛生法第 6 条第 3 号違反

同法第 55 条第 1 項に基づき営業停止

処 分 年 月 日：令和元年 7 月 8 日

営業停止 3 日間：令和元年 7 月 8 日～7 月 10 日

4 指導内容

越谷市保健所では、営業停止期間中に食中毒の再発防止を目的として、営業者、調理従事者に対する衛生教育等を行う。

問合せ 保健医療部 保健所
生活衛生課長 伊藤 誠一
直通 048-973-7533 (8:30~17:15)

(参考) ウエルシュ食中毒について

1 ウエルシュ菌とは

ウエルシュ菌は土壌などに広く分布する菌で、人や動物の腸管にも存在します。

この菌は熱に強い「芽胞（がほう）」と呼ばれる形態をとり、100℃の加熱でも死滅しません。カレーやシチュー等を大鍋で大量に作る場合、他の細菌は死滅してもウエルシュ菌の芽胞は生き残ります。調理後に適切に冷却せず放置すると、40℃～50℃で急速に増殖して食中毒の原因となります。

2 主な原因食品

「給食用のスープ」「前日に調理したカレー」など、大量に作ったり、作り置きした食品は特に注意が必要です。

3 症状及び発症までの時間

感染すると、6～18時間の潜伏期間の後、菌が作る毒素（エンテロトキシン）により下痢や腹痛を起こします。一般的には症状は軽く、多くは1～2日で回復します。

4 予防方法

菌が増えやすい「10℃～60℃」の温度帯に、調理食品が長い時間留まらないようにする事が大切です。

加熱調理した物であっても、放置せずになるべく早く食べること、保存するときはパックに小分けして冷蔵するなど、早く冷やす工夫が大切です。

食品衛生法

第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

- 一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。
- 二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。
- 三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。
- 四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

第五十条 厚生労働大臣は、食品又は添加物の製造又は加工の過程において有毒な又は有害な物質が当該食品又は添加物に混入することを防止するための措置に関し必要な基準を定めることができる。

- ② 都道府県は、営業(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。)の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し、条例で、必要な基準を定めることができる。
- ③ 営業者(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項に規定する食鳥処理業者を除く。)は、前二項の基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。

第五十五条 都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項、第十九条第二項、第二十条、第二十五条第一項、第二十六条第四項、第四十八条第一項若しくは第五十条第三項の規定に違反した場合、第七条第一項から第三項まで、第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合、第五十二条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至った場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

- ② 厚生労働大臣は、営業者(食品、添加物、器具若しくは容器包装を輸入することを営む人又は法人に限る。)が第六条、第九条第二項、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項、第二十六条第四項若しくは第五十条第三項の規定に違反した場合又は第七条第一項から第三項まで、第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業の全部若しくは一部を禁止し、又は期間を定めて停止することができる。